

令和6年第4回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1 招集日時 令和6年4月23日(火) 午後3時30分開議
- 2 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3 議事録署名人 吉崎 静 夫
- 4 教育長及び出席委員
教育長
教育委員 3名
事務局 12名
- 5 傍聴人 なし
- 6 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7 会議の概要

(1) 開会

小沼教育長 午後3時30分開会を宣す。

小沼教育長 会議に先立ち、私から「笠間市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」の議案の修正を発議したいと思います。本案について、改正するにあたり、他の規程なども併せて改正する必要があることが判明したため、今後別規程と併せて、再度上程することとし、今回の議事から削除したくと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「笠間市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」を議事から削除いたします。

(2) 議事録署名人の指名

小沼教育長 吉崎委員を指名する。

(3) 教育長の報告

小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。

小沼教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。

(5) 議事

小沼教育長 それでは、議事に入ります。本日の議事「報告第3号」から「報告第8号」、「議案第27号」については、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開とし、議事の順と異なりますが、併せて後ほど審議したいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 それでは、異議なしと認め、「報告第3号」から「報告第8号」、「議案第27号」の案件を非公開といたします。

小沼教育長 それでは、「議案第24号 笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」事務局より説明を求めます。

事務局 28ページをお開きください。「議案第24号 笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。本案は、市長部局で令和6年4月1日に施行された、笠間市文書事務規程の改正を受け、運用方針の統一を図るため、所要の改正を行うものです。具体的には、市が施行する文書への公印等の押印について、新たに運用基準を制定し、公印等の押印を省略した文書、公印の押印を要しない文書を明確にすることが目的であり、教育委員会においても市長部局と整合を図ってまいります。新旧対照表にてご説明いたしますので、30ページをお開きください。改正の主な内容ですが、本規程中で重複する項目の削除と文言の整理です。はじめに、第5条第2項中では、「事件」とあるものを「事案」に改めます。次に、新旧対照表には記載がございませんが、第3条において「笠間市文書事務規程を準用する」と規定していることから、第6条以下に規定する内容において、「笠間市文書事務規程」と重複する項目を削除するものです。最後に、第11条の「準用」については、現行規程の名称に改めるものです。なお、附則で、この訓令は公布の日から施行するものです。説明は以上です。

- 小沼教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、「笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。
- 各委員 (特になしの声)
- 小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。
- 各委員 (異議なしの声)
- 小沼教育長 異議なしと認め、「議案第24号 笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり可決いたします。
- 小沼教育長 続きまして「議案第26号 第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画について」事務局より説明を求めます。
- 事務局 32ページをご覧ください。「議案第26号 第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画について」ご説明いたします。本案は、全国的な少子化が進行する中、今後も児童生徒の減少が予測されることや、学校施設の老朽化に対応していくため、本市における義務教育の機会均等や水準の維持向上のため、最適な学校教育の在り方や学校規模の整備を図ることを目的に、本計画を策定するものであります。33ページをご覧ください。内容につきましては概要版でご説明させていただきます。本計画については、昨年12月の教育委員会協議会から始まり、先月の協議会まで、ご説明させていただいたところですが、今回上程する基本計画の内容につきましては、3月に提出させていただいたものと同様となっております。修正は加えておりません。初めに、第1章につきましては、学校の変遷と児童生徒数の将来推計を記載しております。児童生徒数でございますが、10年後の推計では、令和5年度と比べて、小学生は4割、中学生は約3割減少すると見込まれているところです。第2章をご覧ください。適正規模・適正配置の基本方針になります。初めに、学校の適正規模ですが、笠間市では、望ましい学校規模として1学級当たり、小学校で30人、中学校で最大35人と弾力化した基準としているところです。34ページをお開きください。適正配置の要件になります。適正配置については、将来にわたる複式学級の解消、適正規模の確保、

連携教育の推進の方針に基づき、適正規模に達しない学校を適正配置の対象校として見直しをするものです。次に、適正配置の見直しの方法です。1つ目に通学区域の見直し、2つ目に学校の統合、3つ目に小中一貫教育の導入や、小規模特認校の指定と3つの方法になります。第3章をご覧ください。適正規模・適正配置を基本方針をもとに、令和16年度の児童生徒数で検証すると、小学校においては、11校中7校が適正規模に満たず、うち3校は適正配置の見直しが必要と予想され、地方においては6校中2校が適正規模に満たず、うち1校は適正配置の見直しが必要と予想されます。なお、小規模特認校のみなみ学園義務教育学校の前期課程では、市内全域から通学が可能となっておりますが、人口推計上、複式学級が予想されています。続きまして35ページをお開きください。今後のスケジュールですが、第2期基本計画の策定から、学区審議会の発足、実施計画の策定などが全体的なものになります。本日の定例会で、基本計画を議決頂きましたら、6月には委員会審議会を発足し、会議を開催していきます。その上で、各審議会から教育委員会への答申の目標を令和7年3月に予定しております。その後、市民や保護者を対象とした地元説明会を実施後、令和7年9月には庁内組織による大実施計画を策定し、早急に準備委員会を発足の上、適正規模適正配置を実施する予定でございます。なお、各審議会や実施計画を策定する中で、アンケートや意見交換会を実施しながら、子育て世帯の保護者や地域の方々と市民の意見を反映していきたいと考えております。また、本日お配りさせていただいた追加資料をご覧ください。本日お示ししました基本計画に対して、令和6年3月26日から4月13日までの20日間を期間としまして、パブリックコメントを実施したところ、2人から9件のご意見が寄せられました。主な意見でございますが、意見の1つ目としましては、適正規模の推移は教育界だけではなく、学校や保護者、卒業生や関係者が一堂に対面で協議し、現況の推移と問題を横断的に共有する場を開催していただきたい。とのご意見に対する市の考え方としては、未来の子供たちのために学校の適正配置を推進していくべきものと考えており、学識経験者や学校代表者などで設立する学区審議会の委員に市内各小中学校のPTAや各幼稚園・保育園等の保護者の代表者を選出し、審議を進めてまいります。また、学校は地域コミュニティーの拠点であり、まちづくりに重要な役割を果たしていることから、学校、保護者、地域社会が連携し、将来を担う子供たちに、よりよい教育の整備を図ってまいりたいという考えとしております。2つ目でございますが、3ページの最下段になります。第1期の計画で統合された小中学校区の現状はどうか

【報告第3号】 【報告第4号】 【報告第5号】
 【報告第6号】 【報告第7号】 【報告第8号】 【議案第25号】 非公開

小沼教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(6) その他 なし

(7) 閉会

小沼教育長 午後4時20分閉会を宣す。

10 議決事項

報告第3号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第24号	笠間市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について	可決
議案第26号	2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画について	可決
議案第27号	笠間市立学校における地域学校協働活動推進員の委嘱について	可決